

砥部町民生委員推薦会規程

平成22年7月23日  
砥部町告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、民生委員法（昭和23年法律第198号。以下「法」という。）及び民生委員法施行令（昭和23年政令第226号）に定めるもののほか、砥部町民生委員推薦会（以下「推薦会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(定数)

第2条 推薦会の委員の定数は、10人以内とする。

(委員)

第3条 推薦会の委員は、別表に掲げる団体等の役職にあるものをもって充てる。

2 前項の規定による委員が、任期内にその役職を辞した場合は、その後任者をもってこれに充てるものとする。

(委員長及び委員長職務代理)

第4条 推薦会に委員長を置く。

2 委員長は委員の互選とする。

3 委員長の任期は、委員長となった委員の任期満了日までとする。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推薦会の会議は、非公開とする。

2 推薦会の会議に出席した者は、その議事の内容について秘密を守らなければならない。

(幹事及び書記)

第6条 推薦会に幹事及び書記各々1人を置き、介護福祉課職員のうちから町長がこれを命ずる。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、推薦会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日砥部町告示第154号）

この告示は、公表の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成29年3月14日砥部町告示第21号）

この告示は、公表の日から施行し、平成29年2月17日から適用する。

別表

区 分	団体等の役職
市町村議会の議員	砥部町議会議長
	砥部町議会厚生文教常任委員会委員長
民生委員	砥部町民生児童委員協議会会長
	砥部町民生児童委員協議会副会長
社会福祉事業の実施に関係のあるもの	砥部町社会福祉協議会会長
社会福祉関係団体の代表者	砥部町老人クラブ連合会会長
	砥部町ボランティア連絡協議会会長
教育に関係のある者	砥部町教育委員会教育長
関係行政機関の職員	砥部町介護福祉課長
学識経験者	砥部町区長会会長